

幕別町と学校法人日本体育大学との連携協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）及び学校法人日本体育大学（以下「乙」という。）は、体育・スポーツを通じて相互の振興を図るため連携協力することに合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙（乙が設置する学校を含む。以下同じ。）が、体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、甲及び乙の一層の発展並びにさらなる社会貢献を図ることを目的とする。

（甲及び乙の相互協力）

第2条 この協定に基づく甲及び乙相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- （1）相互の学校・施設における教育・研究及び課外活動に関すること
- （2）相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
- （3）相互の学生・生徒・児童等の交流に関すること
- （4）相互の行事・イベントに関すること
- （5）相互の施設利用に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に基づき、個別の協定書等を締結することができる。

（相互協力の推進）

第3条 前条の相互協力を具体的に推進するため、甲及び乙は、それぞれの事業ごとの担当部署を定め、協議のうえ連携事業を実施する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに双方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後この例による。

（協議事項）

第6条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成31年1月29日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地1
幕別町

町 長 飯田 晴義

乙 東京都世田谷区深沢七丁目1番1号
学校法人日本体育大学

理事長 太田 健四郎